

指定 NPO 法人制度説明会における質問とその回答（～平成 30 年度）

1 指定要件について

（1）公益要件

No.	対象箇所	質 問	回 答
1	指定要件 チェック表 (第1表)	事務所が市内にあるものの、活動は市内で行っていない場合には、横須賀市指定を受けられるのか。	事務所の有無にかかわらず、活動場所が横須賀市であることが条件となっているので、ご質問のケースでは、指定対象にはなりません。
2	指定要件 チェック表 (第2表) ア(ア)	利益を受ける市民が存在することについて「自然環境保護といった間接的な利益」の場合、どのように判定するか。	添付資料として提出していただく書類全般から、審査委員が判断させていただきます。
3	指定要件 チェック表 (第2表) ア(イ)	行政の計画や施策の方向性と合っているかどうか知るにはどうしたらいいか。	例えば、行政から補助金が交付されている場合、行政は必ず計画に位置付け、それに則って補助金を交付していますので、行政の計画や施策の方向性と合っているとと言えます。補助金が交付されている実績がある場合には、担当課へ確認していただき、どの計画に基づいているかを確認していただければと思います。 市の計画は、ホームページ、横須賀市市政情報コーナー等で確認することができます。
4	指定要件 チェック表 (第2表) イ(ア)	定款に記載しており将来的には行う予定だが、現在は活動していない分野についてはどうしたらいいか。	指定のお申し出の際には、今後5年間の事業計画を提出していただきます。今後行う予定の活動については、計画に記載していただくことで確認していきます。

No.	対象箇所	質 問	回 答
5	指定要件 チェック表 (第2表) イ(ア)	定款に記載の事業を変更するため、現在、県へ変更の認証申請をしており、認証されるのは市の申出期間終了後となってしまうのだが、今後5年間の事業計画等については、定款変更後の計画を記載してよろしいか。	指定申出書にその旨ご記載いただき、今後5年間の事業計画等については、定款変更が認証されることを前提とした事業計画をご記載いただいで構いません。
6	指定要件 チェック表 (第2表) イ(イ)	指定の要件(地域の住民等から支持を受けている実績)の判定として、会費を寄附金として取り扱うことはできるか。	<p>「寄附金」とは、支出する側に任意性があり、いわゆる「見返り」の無い金銭の贈与であると考えられます。</p> <p>一方「会費」とは、サービス利用の対価または会員たる地位にあるものが会を成り立たせるために負担すべきものであって、寄附金とは異なり対価性を有するものと考えられます。</p> <p>したがって、会員から受領する「会費」については、原則、寄附金として取り扱うことはできません。</p> <p>ただし、会費という名目であっても、定款や規約等から実質的に判断して、明らかに贈与と認められる会費(すなわち対価性が認められない会費。いわゆる「賛助会費」がこれに該当する場合が多いと思われれます。)については、その名称にかかわらず、寄附金として取り扱って差し支えないこととしています。</p> <p>※対価性の有無の判断に当たっては、例えば、不特定多数の者に対して無償で配布される機関紙等を会員が受け取っている程度であれば、対価性がないものとして取り扱われます。</p> <p>(回答にあたっては、内閣府作成「特定非営利活動促進法に係る諸手続きの手引き Q&A 問 27 を参考にしています。)</p>

No.	対象箇所	質 問	回 答
7	指定要件 チェック表 (第2表) イ(イ)	当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績について、社会福祉法人で活動している場合は、「企業又は団体等から支持を受けている」と考えてよろしいか。	社会福祉法人から支持されているから活動できていると考えますので、この項目に該当するとして問題ありません。
8	指定要件 チェック表 (第2表) イ(イ)	当該特定非営利活動法人以外の者から指示されている実績について、地域の住民等から支持を受けている実績として寄附者を募る場合、いくら以上、何人以上の寄附者を募ればよいか。	実績判定期間中の各事業年度中の寄附金の総額が1,000円以上である寄附者の数の合計数が年100人以上であることが必要です。
9	指定要件 チェック表 (第2表) イ(イ)	対価性のない会費は寄附金として取り扱うことはできるというのは、どういうことか。	対価とは、他人に財産・労力などを提供した報酬として受け取る財産上の利益。提供元：「デジタル大辞泉」 今回の場合、「対価性の無い会費」とは、団体からのモノやサービスの料金にあたっていない会費をいい、例えば、金銭面での割引（金額の大小にかかわらず）や特典等の便益を受けられる場合は、会費としての対価がある、という判断になります。個別に定款や規約等から実質的に判断します。
10	指定要件 チェック表 (第2表) イ(イ)	法人の活動地域の住民や施設から感謝状を受けていることは、地域の住民等から支持を受けた実績と成り得るか。	地域の住民等から支持を受けた実績としては、当該法人の行う活動が、その地域において100人以上から署名、推薦、寄附を集めることが必要であり、単に感謝状を受けたということだけでは、それらを裏付ける書類としては十分ではありません。

No.	対象箇所	質 問	回 答
11	指定要件 チェック表 (第2表) イ(イ)	当該特定非営利活動法人以外の者から支持されている実績として寄附の要件を満たすことは大変だと思いが、この要件を選択した法人はあるのか。	平成29年度までに指定した法人の中では寄附の実績を選択した法人はありませんが、横須賀市内のNPO法人の中にはこの要件を満たす寄附の実績のある法人もあります。寄附の実績は必須項目ではありませんので、該当する実績いずれかを記載いただければ構いません。
12	指定要件 チェック表 (第2表) イ(イ)	支持されている実績として無償ボランティアの実績を選択する場合、指定の更新では過去5年間遡って記載するのか。	新規申出は2事業年度、更新申出は5事業年度分の実績を記載していただく必要があります。ただし、実績判定期間内の各事業年度で、いずれかの要件に該当していれば良いため、更新の場合、5事業年度全てが無償ボランティアの実績である必要はありません。

(2) 運営要件

No.	対象箇所	質 問	回 答
1	指定要件 チェック表 (第3表) ウ	青色申告法人と同等に取引を記録し、帳簿を保存していることとは、具体的にどういった内容を指すのか。	<p>法人税法施行規則第56条から第59条までの規定（青色申告法人の帳簿書類の保存）に準じて、帳簿書類を備え付け、その取引の記録及び帳簿書類の保存をしていることを指します。具体的には、以下の書類に基づき、実績判定期間内の会計が行われていることが必要です。</p> <p>①資産、負債及び資本に影響を及ぼす一切の取引を複式帳簿の原則に従って、整然と、かつ、明瞭に記録し、その記録に基づいて決算を行うこと。</p> <p>②仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿を備え、取引に関する一定事項を記載すること。</p> <p>③仕訳帳には、取引の発生順に、取引の年月日、内容、勘定科目及び金額を記載し、総勘定元帳には、その勘定ごとに記載の年月日、相手方勘定科目及び金額を記載すること。</p> <p>④棚卸表を作成すること。</p> <p>⑤一定の科目をもって貸借対照表及び損益計算書（※）を作成すること。</p> <p>⑥帳簿書類を7年間整理保存すること。</p> <p>※：NPO法上の活動計算書を作成していれば、⑤の損益計算書を作成していることとして取り扱うことができます。</p> <p>なお、「帳簿書類の保存」については、紙による保存が原則となり、電子データとして作成した帳簿書類についても、原則としてパソコン等から出力した紙により保存する必要があります。</p>
2	指定要件 チェック表 (第3表) 付表1	役員の状況について、個人を証明する書類（例えば住民票等）は必要か。	必要ありません。申出の添付資料として所轄庁に提出したものと同様の役員名簿を提出してください。

No.	対象箇所	質 問	回 答
3	指定要件 チェック表 (第5表) (6)	小規模法人の特例について、小規模法人とはどういう基準で判断するのか。	この特例制度を設けている理由は、事業規模が小規模な法人に対して、大規模な法人と同水準を求めるのは大変だからです。平均でみて、1年間の総収入額が300万円未満の場合はインターネットへの掲載は任意となります。 計算式は、実績判定期間の月数が2年(24カ月)にならない場合もあるため、このようになっています。
4	指定要件 チェック表 (第8表)	設立後1年を経過するとは具体的にどういうことか。	1事業年度を超えているということです。具体例で言えば、4月から翌年3月を事業年度としている法人が、平成25年7月に指定の申出を行うには、平成24年4月から平成25年3月までの事業年度を超えた運営がなされている必要があるため、平成24年3月までに設立された法人であることが要件となります。
5	指定要件 チェック表 (第8表)	実績判定期間が2年に満たない場合には申出できないのか。	一定の条件を満たせば、NPO法人設立前の任意団体だった時期を実績判定期間を含めることができる場合もありますので、個別にお問合せください。

2 制度全体について

No.	質 問	回 答
1	役員・会員・職員が、自分の所属する法人に寄附を行った場合でも、税額控除は受けられるのか。	寄附を行った人が、その寄附によって設けられた設備を専属的に利用することや、その他特別の利益がその寄附者に及ぶと認められるようなことがなければ、一般の人と同様に税額控除の対象になり得ます。
2	法人から指定 NPO 法人に寄附があった場合に、その法人は税制上の優遇措置は受けられるのか。	横須賀市指定 NPO 法人制度では、個人の寄附に対する個人住民税の税額控除はありますが、法人の寄附に対する税制上の優遇措置はありません。
3	横須賀市指定 NPO 法人に他市住民が寄附した場合、寄附者が居住する市で住民税の税額控除は受けられるのか。	この制度は、横須賀市の条例で横須賀市の住民税が税額控除されることを定めている制度なので、他自治体の住民税について税額控除は受けられません。
4	寄附があった場合、受領証明書等の書類を寄付者に発行しなければならないのか。	寄附者本人が不要とのことで破棄する分には構わないが、寄附を受けた際には、発行をお願いします。
5	過去に当該制度で指定を受けた NPO 法人について、指定後の寄付実績が上昇しているのか。	最も古く指定を受けた法人でも平成 24 年 12 月であり、その後、1 年半程度しか経過していない状況であることから、まだ指定後の実績が読み取れる時期にはありません。
6	PST 要件（パブリック・サポート・テスト）とは、具体的にどういうことか。	PST 要件（パブリック・サポート・テスト）とは、認定 NPO 法人になるときに必要な基準の一つです。パブリック・サポート・テストは、例えば、寄付金額の合計が 3,000 円以上である寄附者の人数が、年平均 100 人以上というものがあります。横須賀市指定 NPO 法人となっている場合は、この要件が満たされているものとみなします。
7	平成 27 年度までに、横須賀市では 6 法人が指定されているが、活動分野はどうなっているか。特定の分野に偏りはあるか。	6 法人の活動分野は、それぞれ、高齢者福祉、経済活性、国際交流、まちづくり、海外の人権擁護、中間支援となっています。特定の分野への偏りはないと考えています。

No.	質 問	回 答
8	特定非営利活動法人補助金を交付されている場合は、行政の計画や施策の方向性と合っていると考えてよいか。	行政の計画や施策の方向性と合っているとと言えます。特定非営利活動補助金は市民生活課が交付している補助金で、横須賀市の市民公益活動を促進するという計画に基づいています。
9	横須賀市内にある NPO 法人の数を教えて欲しい。そのうちの何法人が特定非営利活動法人補助金の申請をしているか。	横須賀市内の NPO 法人は 143 法人です（平成 28 年 6 月現在）。特定非営利活動法人補助金については、平成 28 年度は二十数法人から申し込みがありました。
10	NPO 法人数からすると、特定非営利活動法人補助金の申請数が少ないのではないか。	特定非営利活動法人補助金制度について、全法人へ案内はしています。補助金を申請するかしないかは、各法人で事情があると考えています。あくまでも推測ですが、法人の活動が休止中の場合や、補助金の申請の手間と補助額との兼ね合いから申請しない場合等があるのかもしれませんが。
11	横須賀市では、指定 NPO 法人は 6 法人と少ないように思うのだが、どのような理由が考えられるか教えて欲しい。	横須賀市の指定 NPO 法人が 6 法人となっている現状について、条例指定制度がある県内の他市と比べ、人口規模から考えると、少なくないと考えています。 指定を受ける条件を満たす法人はあると思いますが、提出書類が多いため、ハードルが高く感じられるのかもしれませんが。 また、認定 NPO 法人になるための前段階として、指定 NPO 法人となる場合が多いと考えられ、実施に横須賀市の指定 NPO 6 法人のうち、4 法人が認定 NPO 法人となっています。
12	指定 NPO 法人になると、特定非営利活動法人補助金は増額されるのか。寄付者は指定 NPO 法人に寄付するか、それ以外の NPO 法人へ寄付するかを選ぶことができるか。	条例指定された NPO 法人への寄付と元気ファンドへの寄付とは全く別のことになります。条例指定されても、補助金の増額はありません。 元気ファンドへ寄付する場合は、横須賀市宛に寄付していただきます。寄付の活用先として、①特定の法人宛、②特定の活動分野、③指定しない、を選ぶことができますが、寄付金の交付は有識者等で構成する第三者機関で審査の上、横須賀市が決定しますので、ご希望に添えない場合があります。 一方で、指定 NPO 法人では、その法人宛に寄付をしますので、法人が自由に寄付金を使うことができます。ただ、寄付者に対して、寄付金受領証明書等を発行していただきます。この証明書により、寄付者は税の申告のうえ、市民税の控除を受けることができます。

No.	質 問	回 答
13	<p>元気ファンドを通して寄附者が特定の法人に対して寄附を行った場合、全額その法人へ渡るのか。</p>	<p>条例指定された NPO 法人への寄附は、法人へ直接していただくことになるのに対して、元気ファンドへの寄附は、寄付のあった翌年度に、市から補助金として交付されます。</p> <p>年に一度の申請期間に特定非営利活動法人補助金の申請をしていただき、市の第三者機関において、ご提出いただいた事業計画書や予算書をもとに用途の公益性を審査しますので、必ずしも全額が法人へ交付されるとは限りません。</p>
14	<p>指定 NPO 法人となった後、指定を取り消されるのはどのような場合か。</p>	<p>指定の取り消しとなるのは、欠格事由に該当する場合、偽りその他の不正の手段により指定又は指定の更新を行う場合等です。また、更新の申出がなかった場合も取消しとなります。</p>
15	<p>申出書類の様式はどこで入手できるのか。</p>	<p>横須賀市のホームページに掲載していますので、「指定 NPO 法人制度」と検索していただきダウンロードをお願いします。</p>
16	<p>県の指定を受けていても、横須賀市の指定を受けたい場合には、横須賀市にも全ての書類を整えて申出をしなければならぬのか。</p>	<p>県の条例指定法人である場合は、一部省略される書類があります。神奈川県条例は神奈川県の個人住民税が税額控除されることを定めている制度であり、横須賀市の個人住民税が控除されるこの制度とは別のものになりますので横須賀市にも提出をしなければなりません。</p>